

令和8年8月6日

本事業に対する各団体や事業所の位置付け

多機関協働体制＝さまざまな町内関係団体、事業所、学識経験者が参加していただく必要がある。＝地域福祉計画策定委員会

→では、まず何から？

- まずは町がこういった取り組みをしていることの把握・理解（最も重要）
 - 重層的支援体制整備事業に関係する事業のアイデアの提案や進捗状況の確認、実際の事業協力、事業連携など
 - 「重層」は、行政の縦割りを解消し、横つなぎを進めていく体制整備が主目的
- すぐに何か（住民サービス等）が変わるわけではない

これまでと今後

令和6年度の実績（庁内外への説明）

令和6年8月 部課長会で説明（県・県社協から）

令和6年度 民生委員・児童委員協議会、町内各事業所（特に障がい者関係）、本策定委員会

令和7年度の実績

多機関協働会議体制の整備

・重層的支援体制整備事業に係る多機関協働会議体の組織について説明に、重層的支援体制整備事業の理解を深めるとともに、各専門機関を構成員とする多機関協働会議体を組織した。

・広陵町社会福祉協議会内に「福祉なんでも相談窓口」を設置するとともに、庁内のプロジェクトチームである「広陵まるごとサポート隊」を組織し、専門職を中心とした断らない相談支援体制を構築した。